

令和元年6月14日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03233

研究課題名(和文) 受託者の忠実義務違反による利益取得に関する研究

研究課題名(英文) Unauthorized Trustee Gains and Remedies for Breach of Fiduciary Duty

研究代表者

木村 仁 (KIMURA, Hitoshi)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：40298980

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：受託者が忠実義務に違反して第三者から取得したリベート、賄賂または秘密の手数料等の利益について、本人は債権的な利得返還請求権を有するのか、または、擬制信託にもとづいて物権的な返還を請求できるのかについて、英米法、とりわけイングランド法における利益取得禁止の原則(no-profit rule)の適用事例、適用基準およびその正当化根拠を明らかにし、受託者が忠実義務に違反して第三者から取得した利益の返還責任の性質をめぐる英米の判例および学説の理論動向を検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、英米の信託関係法、特にイングランド法における利益取得禁止の原則の内容およびその背景にある根拠を明らかにしたうえで、受託者を含む受託者が、その事務を処理するにあたり、第三者から利益を収受した場合の救済に関する判例および学説の理論的動向を検討した。

これにより、わが国の信託法について、受託者が信託財産に係る財産または受託者としての地位を利用して個人的に利益を取得する行為が、忠実義務違反となる要件および効果について、比較法的視座から基礎理論を提示することができた。ここに本研究の意義がある。

研究成果の概要(英文)： In England, it was a controversial issue for a long time whether a bribe or secret commission received by a fiduciary is held by the fiduciary on trust for his principal, or whether the principal merely has a claim for equitable compensation. The decision of the Supreme Court in FHR in 2014 held that any profits a fiduciary makes in breach of duty of loyalty will be held on constructive trust for his principal.

This research explains how the case law with regard to the remedy for breach of fiduciary duty has developed in England, and analyses the rationale for constructive trust as a remedy for breach of duty of loyalty.

研究分野：英米法

キーワード：信託法 英米法 受託者 忠実義務

## 1. 研究開始当初の背景

信託受託者の利益相反行為および競合行為については、信託法 31 条および 32 条において、それぞれ要件および効果が規定されているが、受託者が信託財産に関係する財産または受託者としての地位を利用して個人的に利益を取得する行為が、忠実義務違反となる要件およびその場合の効果について、何ら規定が存在しない。

第一に、要件面では、受託者が信託財産に係る情報その他信託に関係する財産を自らのために利用すること、または受託者が信託事務処理を行うにあたって、リベートや賄賂その他の付随的利益を取得することが、忠実義務違反を構成するののかという問題がある。この点は、主として業法上の内部管理体制の問題としてのみ意識され、これまで本格的な信託法上の理論的研究が不十分であり、解明すべき重要な課題の一つである。

第二に、受託者が忠実義務に違反して得た利益について、この利益を受託者が自己の才覚によって利用してさらなる利益を得た場合、増加した利益も信託財産に帰属するかという問題がある。不当利得法の通説によれば、自己に帰属する財貨から他人の才覚により生じた利益を自己に帰属させることはできないとされる。しかし、受託者の忠実義務が有する予防的・抑止的機能から、また信託財産の範囲を定めた信託法 16 条の趣旨から、受託者が忠実義務違反によって得た利益の使用利益は信託財産に帰属させるという解釈も可能であり、不当利得法との関連において詳細な検討を要する課題である。

第三に、受託者が忠実義務に違反して利益を取得した場合には、当該利益と同額の損失を信託財産に生じさせたものと推定する規定があり（信託法 40 条 3 項）、受益者は、損失を補償請求の一環として受託者の利益を返還請求できる。他方、受託者の競合行為に関する介入権的処理（信託法 32 条 4 項）および信託財産の物上代位（信託法 16 条）の規定にもとづいて、受託者の権限または信託財産との関連性を考慮し、受託者が得た利益を物権的に信託財産に帰属させるのが妥当な場合がある。

英米法においては、受託者による利益取得の禁止の原則（no profit rule）が確立しており、この原則の根拠、吐き出しの対象となる利益の内容、認められない利益に対して物権的効力が及ぶ範囲について、豊富な判例と学説の蓄積があり、英米信託法を研究する意義は大きいと思われる。

## 2. 研究の目的

本研究は、信託の受託者が、信託財産に関係する財産または受託者としての地位を利用して利益を取得した場合において、その利益取得行為が忠実義務違反となる範囲、返還すべき利益の範囲、そしてその際の受託者の責任の性質につき、関連する法理論との整合性に配慮しつつ、英米信託法における忠実義務違反による利益返還に関する議論に示唆を得て、総合的かつ多面的に検討することを目的とする。

## 3. 研究の方法

まず、イングランド法を中心に、「利益取得の禁止原則」の意義・機能を明らかにし、認められない利益（unauthorized profit）に該当する基準を探求した。そしてイングランドにおいて、認められない利益を使用して二次的な利益を上げた場合における利益吐き出しの範囲、さらに受託者が認められない利益を取得したときに、受益者が擬制信託の法理により物権的な救済を得られる範囲について、1726 年の *Keech v Sandford* 事件から 2014 年の *FHR v Mankarious* 事件に至るまでの判例理論を詳細に検討し、その根拠および基準を解明した。忠実義務違反によって得た利益を、受託者が自らの労務によってさらに取得した利益も吐き出しの対象となるのか、また物権的救済の対象となるか否かに関しては、イングランドの学説において、これを肯定的に捉える見解（Peter Millet, *Bribes and Secret Commissions Again*, 71(3)Cambridge L.J.583 (2012)等）と、否定すべきとの見解（Gary Watt, *Trusts & Equity* 258 (6th ed.2014)等）が対立している。見解の対立の背景と両説の妥当性につき検討を行った。

オーストラリアの判例は、受託者が信託義務に違反して、または受託者の地位を利用して得た利益に、広く擬制信託法理を適用し、受益者に物権的な取り戻しを認めており、学説もこれを支持するものが多いが、判例理論（*Hospital Products Ltd v United States Surgical Corp*, (1984) 156 C.L.R. 41）および学説（James Edelman, *Four Fiduciary Puzzles in Exploring Private Law* (2010)等）を分析して、他のコモン・ロー諸国との異同を明らかにした。

最後に、アメリカの公益信託における受託者忠実義務に対する監督的規制の内容について、検討した。

#### 4. 研究成果

(1) イングランド法では、受託者を含む受認者が忠実義務に違反して第三者から取得したリベート、賄賂または秘密の手数料等の利益について、本人は債権的な利得返還請求権を有するのか、または、擬制信託にもとづいて物権的な返還を請求できるのか、判例法上そして学説上、長年議論が続いてきたが、2014年のFHR事件最高裁判決は、後者の立場を採用することを明らかにし、物権的救済の範囲を拡大した。本研究では、イングランドの信託関係法における利益取得禁止の原則(no-profit rule)の適用事例、適用基準およびその正当化根拠を明らかにし、受認者が忠実義務に違反して第三者から取得した利益の返還責任の性質をめぐるイングランド判例の傾向と理論的枠組みを検討した。

イングランド法においては、受認者が、その立場を利用して利益を取得しなければ、本人の利益となった蓋然性のある機会が存在するときに、受認者が本人の利益に反して利益を取得することに対する必要十分なディスインセンティブをもたらし、受認者が実現すべきであった本人の利益を確実に保護するためには、「本人に正当に帰属する機会」の解釈を拡大し、当該利益の物権的な帰属を本人に割り当てることが不可欠であるとの考慮が存在すると思われる。この点に関して、わが国の信託法における競合行為の解釈にあたり、参酌できる部分があると思われる。

また、信託受託者の利益相反行為および競合行為の禁止を受益者の承認により解除する要件について、イングランド法を参考に検討した。重要な情報を得たうえで受益者の承認があれば、たとえ信託目的に照らして合理的といえない利益相反行為または競合行為であっても、忠実義務違反とはならないとの結論に達した。

(2) 受託者を含む受認者が、その事務を処理するにあたり、利益取得禁止の原則に違反して、受益者または本人の承諾を得ずに、第三者から賄賂や秘密の手数料を収受した場合に、受益者がその利益につき、債権的な利得返還請求権に加えて物権的返還請求権を主張することができるか否かに関して、イングランドおよびオーストラリアの学説を中心に検討した。

この点に関する学説は、受認者の一般債権者との利益調整の観点から、受益者に物権的救済を与えることを否定する説、Sinclair判決の三類型に依拠して、受認者が受益者の財産を利用することによって取得した利益、または受益者のために追求すべき事務処理の範囲内に属する機会を利用して取得した利益については、受益者の物権的返還請求権を肯定する一方で、受認者としての立場ゆえに与えられた機会を利用した利益については、債権的返還請求権を行使できるにすぎないとする説、常に受益者に物権的救済を肯定する説に大別される。それぞれの学説の概要を紹介し、その妥当性、問題点および理論動向を検討した結果、イングランドおよびオーストラリアにおける学説の全体的傾向として、受認者が受益者の利益に反して利益を取得することに対する十分なディスインセンティブをもたらし、受益者の利益を確実に保護するため、一定の場合には、受認者が取得した利益の物権的な帰属を受益者に割り当てることが不可欠であるとの認識が有力になりつつあることが看取された。

(3) アメリカにおいては、公益信託を含む公益組織については、州の司法長官が、その役員または受託者の義務の履行を監督する権限を与えられているが、一定の範囲の委託者および受給権者や当該公益信託と一定の関連性を有する「特別の利益を有する私人」にも、受託者の義務違反を理由として提訴する原告適格が認められている。そして、この私人による監督の実効性を支えているのが、内国歳入庁法により、共通の書式において定められ知得る受託者の詳細な報告義務であり、またその内容がウェブ上で広く公開される情報開示制度であるといえる。さらに、連邦内国歳入庁による規制税が、公益信託を含む公益組織の監督・ガバナンス、特に受託者の忠実義務違反行為の抑止に対して、大きな役割を果たしていることがみてとれた。以上の検討により、アメリカにおける公益信託の監督・ガバナンスの最も大きな特徴は、その多角的な牽制制度にあるといえることが看取された。

わが国においても、公益信託について、公益法人制度における重装備の内部牽制・監督制度とは異なったガバナンスを確立するのであれば、信託管理人以外にも多角的な監督・ガバナンス体制を検討する余地があるとの結論に至った。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

木村仁 「アメリカにおける公益信託の監督・ガバナンス」法と政治、査読無、69 巻 2 号、2018 年、pp.83-119

木村仁 「公益信託の変更について アメリカ法におけるシ・プレ原則を中心に 」法と政治、査読無、68 巻 4 号、2018 年、pp.1-47

木村仁 「受託者の忠実義務と第三者からの利益取得行為(一)(二・完)」民商法雑誌、査読有、152 巻 4・5 号、2016 年、pp.343-367、152 巻 6 号、2017 年、pp. 457-492

木村仁 「受益権の秘匿を定める信託の法的諸問題」『信託及び財産管理運用制度における受託者及び管理者の責務及び権限』(トラスト未来フォーラム、2016 年)所収、査読無、pp.75-93

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

木村仁 「信託法の規定の半強行法性」椿寿夫(編著)『民法における強行法・任意法』(日本評論社、2015 年)所収、査読無、pp. 319-330

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8 桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。